

別表 助成対象経費

費目	対象となる経費の規定・留意点
資機材費	<ul style="list-style-type: none"> ○資機材や作業器具、消耗品等の購入費、または賃借費 ○苗木の購入費 ○教材等の購入費
指導者経費	<p>【専門家】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指導謝礼 <ul style="list-style-type: none"> ・1人あたり以下の上限とする 指導・協力時間が1日（4時間以上）の場合 2万円 半日（4時間未満）の場合 1万円 ※上記金額には事前準備や打合せも含む <p>【作業を支援される方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交通費等 <ul style="list-style-type: none"> ・1人あたり1日2千円を上限とする
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ○活動に関する学習テキスト、パンフレット、チラシ等の印刷にかかる経費
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ○森林 ESD 等の学習に利用する施設の利用料 ○資機材運搬用車両の賃借料 ○校外の学習施設を利用する際のバス借り上げ代
その他	保険料、振込手数料

※次に該当する経費は助成の対象としません。

- (1) 団体の経常的運営経費（事業所の維持経費や人件費）
- (2) 他の団体、個人に対する寄付金、義援金等
- (3) 飲食に係る経費
- (4) その他協会が不適当と判断した経費